

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 12 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、申立期間当時、大学在学中で、国民年金保険料は実家の母親が納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、昭和 38 年 4 月から国民年金に任意加入し、加入期間の保険料を全て納付しており、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、申立期間①直前の昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの期間については、当初、国民年金保険料が未納とされていたが、A 市の国民年金被保険者名簿により、平成 20 年 10 月 20 日に納付済期間に変更されたことがオンライン記録により確認でき、行政において、申立期間の納付記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

申立期間②については、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿には、申立人は、申出により昭和 59 年 4 月 4 日に資格喪失したと記録されているものの、当該名簿が作成された同年 4 月 18 日の時点では、申立人は、国民年金に加入していることが確認でき、当該名簿の資格喪失に係る記載は、届出日は不明であるが、後から書き加えられていることから、申立期間当時は、国民年金加入期間とされていたものと考えられ、国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間②当時、申立人は大学4年生であり、生活状況に変化は無く、資格喪失をする理由は見当たらない上、当該期間前については、資格喪失後、複数回にわたり過年度納付を行っていることから、未納期間の解消を図っていた申立人の母親が、資格喪失をする理由は見当たらず、納付したとすることが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 4 月まで

私は、昭和 59 年 8 月に会社を退職したため、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を市役所や金融機関で納付していたのに、申立期間のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者資格取得日調査から、昭和 59 年 9 月頃に払い出されているものと推認できるところ、申立人は、申立期間の直前までの期間及び申立期間後の国民年金の加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替えについても適切に行っていることから、申立人の保険料に対する納付意識は高いものと考えられる。

また、申立人は、A 市内で転居した昭和 53 年 11 月から申立期間前の国民年金保険料が納付済みとなっている期間及び申立期間を含め 63 年 10 月まで、住所異動は無かったことが申立人の戸籍の附票により確認できるほか、申立人は、申立期間のうち 61 年 8 月までは個人事業所に勤務し、同年 9 月からは、63 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所となる会社に勤務していたとしているところ、オンライン記録により、同月から厚生年金保険被保険者となることが確認できる上、同月の標準報酬月額から、申立期間において申立人が得ていたとする収入額に不自然さはいかたがえがないなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 54 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 54 年 9 月まで

申立期間のうち、私が結婚した昭和 51 年 4 月までは、母が国民年金保険料を納付し、結婚後は妻が納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が自身の国民年金保険料を一括納付した 3、4 年後の昭和 47 年 3 月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を 51 年 4 月までは母が、その後は妻が現年度納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から、昭和 54 年 9 月 28 日以降に払い出されたものと推認できるところ、その母の特殊台帳から、母が一括納付しているのは、第 2 回特例納付期間中となる 50 年 9 月及び同年 12 月の 2 度であり、この 4 年後は、当該払出時期とほぼ一致していることを踏まえると、54 年 9 月頃に申立人の大学卒業直後となる 47 年 4 月 1 日を資格取得日として遡って国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、申立内容とは符合しない。

なお、年金事務所の記録等から、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号がそれ以前に払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の母及びその妻が申立期間の申立人に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 50 年に結婚し、申立期間の国民年金保険料は、妻が毎月二人分納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、A市が保管する国民年金の納付記録において、申立期間に係る保険料は未納となっており、その記録はオンライン記録と一致している。

また、A市の記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得（昭和 60 年 5 月 19 日）の届出日が、昭和 63 年 11 月 15 日になっていることが確認できることから、申立期間当時において、申立期間は国民年金に未加入の期間であったものと推認され、申立期間に係る納付書は発行されず、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することができなかつたものと考えられるほか、当該届出日時点において、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間である上、納付可能な期間の保険料について、申立人の妻が過年度納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該手続等を行っていたとする申立人の妻に聴取したが、申立期間に係る加入手続、保険料の納付金額及び納付場所についての記憶が明確ではなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚を契機に夫から国民年金に加入するよう言われ、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで国民年金保険料を定期的に納めていたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を定期的に納付していたと主張しているが、A 市が保管する国民年金の納付記録において、申立期間に係る保険料は未納となっており、その記録はオンライン記録と一致している。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法等についての記憶が明確ではなく、国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 12 月 2 日から 58 年 2 月末日まで A 社 B 営業所に勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日は 58 年 2 月 21 日となっており、申立期間の加入記録が確認できなかった。申立期間についても勤務し、給与支給明細書では同年 2 月分の厚生年金保険料を控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している A 社の給与支給明細書によると、申立人は昭和 58 年 2 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人の当該事業所における離職日は昭和 58 年 2 月 20 日となっており、オンライン記録と合致していることが確認できる。

また、元取締役の供述及び上記給与支給明細書の表示内容から、当該事業所の当時の給与の計算期間は前月の 21 日から当月の 20 日までであったと考えられるところ、申立人からは昭和 58 年 2 月 21 日から同月末日までの期間に係る給与支給明細書の提出は無いため、厚生年金保険の資格喪失日以降の勤務について確認することはできない。

さらに、申立人は「退職後も本社からの指示により C から来た課長と一緒に設備備品等の廃棄処分等の手続を行ったが、その日数は 1 日か 2 日ぐらいだったと思う。」と供述していることから、昭和 58 年 2 月末日までは勤務していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和 58 年 2 月 20 日に退職し、翌日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものの、事業主から同年 2 月分の厚生年金保険料を給与から控除されたものと考えられる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条第 1 項において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 58 年 2 月 21 日であり、申立人が主張する申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 58 年 2 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、申立期間は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月
③ 平成17年 8 月
④ 平成17年12月
⑤ 平成18年 7 月
⑥ 平成18年12月
⑦ 平成19年 8 月
⑧ 平成19年12月
⑨ 平成20年 8 月
⑩ 平成20年12月

A社は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していない上、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないなど適切な処理を怠ったことにより、同社の賞与が年金額の計算に反映されなくなっているため、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与明細書から、申立人が申立期間において、事業主から賞与の支払いを受けていたことが確認できる。

しかしながら、前述の申立人から提出のあった賞与明細書及び事業所に対する照会結果から、申立期間において、賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。